

災害復興住宅融資の融資限度額引上げ等のお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：毛利 信二）では、自然災害からの早期復興を支援するため、住宅に被害を受けた方に対する長期・固定低利の「災害復興住宅融資」を実施しています。

今般、近年の建設費の高騰と各地で生じる液状化被害を踏まえ、必要となる住宅再建資金のニーズにお応えできるよう令和6年3月1日（金）申込受理分から災害復興住宅融資の融資限度額引上げ等を行いますのでお知らせします。

■災害復興住宅融資の融資限度額引上げ等

（1）及び（2）について、令和6年3月1日（金）の申込受理分から適用を開始します。

（1）災害復興住宅融資について、下表のとおり融資限度額を引き上げます。

災害復興住宅融資		融資限度額	
		【引上げ前】	【引上げ後】
建設資金	土地取得あり	3,700万円	➡ 5,500万円
	土地取得なし	2,700万円	➡ 4,500万円
購入資金		3,700万円	➡ 5,500万円
補修資金		1,200万円	➡ 2,500万円

※ 災害復興住宅融資の内容につきまして、詳しくは機構ホームページをご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>

※ 地すべり等関連融資につきましても、同様に融資限度額を建設・移転資金（土地取得あり）及び購入資金の場合を5,500万円、建設・移転資金（土地取得なし）の場合を4,500万円に引き上げます。

（2）災害復興住宅融資（補修資金）の最長返済期間を20年から35年に延長します。

※ 建設・購入資金の最長返済期間は現行も35年となっております。

本リリースに関するお問い合わせ先

【メディアの皆さま】

経営企画部 広報グループ 西村／谷山／中田／甲斐 TEL 03-5800-8019

【一般のお客さま】

お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル） TEL 0120-086-353

住宅金融支援機構ホームページ <https://www.jhf.go.jp/>